○原子力規制委員会告示第十四号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四十において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録放射線取扱主任者定期講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百二十一条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日　原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び放射線取扱主任者定期講習業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

○原子力規制委員会告示第十五号

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の四十六において読み替えて準用する同法第四十一条の四の規定により、次に掲げる登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第四十五条の二第四号及び登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）第百三十二条の規定に基づき公示する。

令和七年八月十三日　原子力規制委員会委員長　山中　伸介

氏名又は名称	住所	変更する事項	変更する年月日
公益財団法人原子力安全技術センター	東京都品川区東大井二丁目十三番八号	住所及び特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務を行う事業所の所在地を「東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号」から「東京都品川区東大井二丁目十三番八号」とすること。	令和七年七月二十二日

その他告示

○宮内庁告示第九号

天皇皇后両陛下は、長崎県において開催されるながさきピース文化祭二〇二五（第四十回国民文化祭及び第二十五回全国障害者芸術・文化祭）に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月十二日から同月十四日まで同県へ行幸啓になる。

令和七年八月十三日　宮内庁長官　西村　泰彦

○国家公安委員会告示第三十二号

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）附則第三項の規定による提出をした法人から、住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同規則第四条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月十三日　国家公安委員会委員長　坂井　学

名称	変更前の住所及び事務所の所在地	変更後の住所及び事務所の所在地	変更の年月日
一般社団法人香川県猟友会	香川県高松市中野町二十三番二号	香川県高松市一宮町八百四十七番地二十一	令和七年六月一日

○外務省告示第二百九十七号

国際連合安全保障理事会決議第二千六百五十三号に基づき設立された制裁委員会が令和七年七月八日に発出した情報に基づき、同理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和四年外務省告示第三百八十八号）の一部を次のとおり改正する。

令和七年八月十三日　外務大臣　岩屋　毅

（別表）を「（別表１）」に改め、次のように加える。

（別表２）

【団体】

１　グラン・グリフ
GRAN GRIF
国連参照番号：HTe. 001
別称：グラン・グリフ・ド・サヴィエン（サヴィエンの大きな鉤爪）；サヴィエン・ギャング；バズ・グラン・グリフ（グラン・グリフの基地）
Gran Grif de Savien; Savien gang; Baz Gran Grif
所在地：ハイチ
Haiti
リスト掲載日：2025年７月８日
その他の情報：リュクソン・エランはグラン・グリフ・ギャングの指導者
ヴィヴ・アンサン
２
VIV ANSANM
国連参照番号：HTe. 002
別称：共に生きる；Ｇ－９；Ｇ９ファミリー及び連合；ジェイヌフ・ファミー・エ・アリエ；Ｇ９ファミリー及び連合による革命の力；フォス・レボリショネー・ジェイヌフ・オン・ファミー・エ・アリエ；ジェイ・ベップ；Ｇの人々
Living Together; G—9; G9 Family and Allies; G9 Fanmi e Alye; The Revolutionary Forces of the G9 Family and Allies; Fòs Revolisyonè G9 an Fanmi e Alye; G—Pèp; G—People
所在地：ハイチ
Haiti
リスト掲載日：2025年７月８日
その他の情報：ジミー・シュリジエは、ヴィヴ・アンサン・ギャング連合の指導者

○外務省告示第二百九十八号

令和七年七月七日にニューデリーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインド政府との間に行われた。

１　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
２　贈与の限度額　二億八千八百万円
３　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
４　署名者
日本側　小野啓一在インド大使
インド側　マニーシャ・シンハ財務省経済局次官補

令和七年八月十三日　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百九十九号

令和七年六月十三日にフリータウンで、フリータウン半島に沿った配電網拡張計画のための贈与に関する令和四年十二月十九日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がシエラレオネ共和国政府との間に行われた。

１　内容　贈与の限度額を「二十八億九千三百万円」に改める。
２　署名者
日本側　義本博司在シエラレオネ大使
シエラレオネ共和国側　ティモシー・ムサ・カッバ外務・国際協力大臣

令和七年八月十三日　外務大臣　岩屋　毅